

令和8年度 主税局精神保健相談員 募集要項

1 職務内容

- (1) 主税局職員及び管理監督職に対する精神保健に係る相談・支援等
- (2) 主税局におけるメンタルヘルス対策（職場支援、復職支援、メンタルヘルス教育の提供等）の実施

2 募集人員

1名程度

3 応募資格・求められる能力

- (1) 精神保健に関する職務経験を有し、精神保健に関する知識に基づいた適切な指導助言が行えること
- (2) 次の資格又は免許を有すること
 - ・公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、産業カウンセラーのいずれかの資格
 - ・保健師又は看護師の免許
- (3) 面談や電話の対応において、丁寧かつ誠実な対応ができること
- (4) 円滑に業務を遂行するコミュニケーション力と職務への熱意及び意欲があること
- (5) パソコンの基本的な操作能力を有し、支障なく業務を遂行できること

4 勤務場所

東京都主税局総務部総務課

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎2階南側

5 勤務条件

(1) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 採用後最初の1ヶ月は、条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。

※ 会計年度任用職員は、会計年度任用職員の任用等に関する規則第4条第7項各号を満たす場合に、同規則第4条第6項の規定により4回まで公募によらない再度任用が可能です。
ただし、有期労働契約であるため、今回の選考に合格し、採用となった場合でも、令和9年4月1日以降の再度の任用を保障するものではありません。

なお、本職が廃止になった場合、再度の任用ができなくなる可能性があります。

（「会計年度任用職員の任用等に関する規則（抜粋）」）

第四条第7項 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

一 第五項第一号の規定による能力の実証の結果が良好であること。

二 休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。（以下略）

三 前年度において法第二十九条及び職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。

（2）身分

地方公務員法（昭和25年12月13日 法律第261号）第22条の2第1項第1号に基づき任用される会計年度任用職員

（3）勤務日数

月16日程度

（4）勤務時間

①8時00分から16時45分まで（うち、休憩1時間）

②8時30分から17時15分まで（うち、休憩1時間）

③9時00分から17時45分まで（うち、休憩1時間）

※緊急の場合には超過勤務が生じことがあります。

（5）休暇等

（有給）年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

（無給）妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休暇

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

（6）社会保険

東京都職員共済組合（短期給付及び福祉事業を適用）、厚生年金保険、雇用保険

6 給与（報酬）

月額240,100円（令和7年度）※改定される場合があります。

（通勤手当相当額を規則に基づき別途支給 上限150,000円／月）

※ 基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ、会計年度内で6月以上の任用期間がある場合で一定の要件を満たす場合期末手当・勤勉手当を支給します。

7 応募方法

次の（1）から（3）までの書類等を電子メールに添付し、令和8年2月2日（月）までに下記の電子メールアドレス宛にご送付ください（必着）。メールでの送付が困難な場合に限り、下記の申込先まで持参又は郵送してください。持参又は郵送の場合は、必ず返信用封筒1通（合否通知等の郵送先住所と氏名を書き、110円切手を貼付する）をあわせて同封ください。

※期間内に応募がない場合、募集期間を延長することがあります。

応募書類は、選考および合否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

（1）会計年度任用職員申込書（精神保健相談員）

※写真の電子データを忘れずに貼り付けてください。お送りいただく申込書はpdf等に変換せず、Excel形式のまま送付してください。

（2）上記3に定める応募資格を満たすことを証明する書類（免許証、修了証等の写し）

（3）職歴証明書または職務経歴書（様式任意）

【送付先電子メールアドレス】 Syuzei_saiyou(at)section.metro.tokyo.jp

※(at)を@に置き換えてご利用ください。

加えて、電子メールをお送りする際は、必ず下記の点をお守りください。

○ 電子メールの件名は「氏名（ご自身のフルネーム）・精神保健相談員応募」としてください。

○ 上記7（1）から（3）までの電子ファイル名の先頭には、「【氏名（ご自身のフルネーム）・精神保健相談員】」を付けてください。

8 募集期間

令和8年1月6日（火）から令和8年2月2日（月）まで（書類必着）

※期間内に応募がない場合、募集期間を延長することがあります。

9 選考方法

第1次選考：書類選考

第2次選考：口述考查（人物並びに職務に関連する経験及び認識等に係る個別面接）

10 選考実施日程

（1）第1次選考（書類選考）

合否の結果については、令和8年2月6日（金）までに電子メールにより申込書記載のメールアドレス宛に通知します。また、メールアドレスをお持ちでない方については書面で通知します。合格者には、第2次選考の日時等を記載した受験票もあわせて送付します。上記期日までに通知がない場合は、下記問合せ先にご連絡ください。

（2）第2次選考（口述考查）

第2次選考は令和8年2月12日（木）又は13日（金）の指定する日に、東京都庁第一本庁舎にて実施します。実施日時等の詳細については、上記（1）記載の受験票をご確認ください。合否結果については、令和8年2月下旬頃（予定）までに電子メールにより申込書記載のメールアドレス宛に通知します。また、メールアドレスをお持ちでない方については書面で通知します。

11 留意事項

今回の募集は、令和8年4月1日付任用となる精神保健相談員を募集するものです。

なお、今回の募集の中で、令和8年度途中に精神保健相談員に欠員等が生じた場合に勤務いただける方の選考を併せて実施します。

詳しくは、「令和8年度 欠員代替等登録（精神保健相談員）に係る意向確認について」及び「令和8年度 欠員代替等登録要項（精神保健相談員）」をご確認ください。

12 申込先・問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎2階南側

東京都主税局総務部職員課人事班 担当 大坪・中村

電話（代表）03-5388-2931

電子メールアドレス Syuzei_saiyou(at)section.metro.tokyo.jp
※(at)を@に置き換えてご利用ください。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。